

＜一時預かり保育、病児保育、ファミリーサポート、ベビーシッター＞ 杉並区の幼児教育・保育無償化について

令和2年4月
杉並区子ども家庭部保育課

幼児教育・保育無償化は、幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年10月1日から全国一斉に開始しているものです。無償化に係る費用については、公費（国、都、区）で負担します。

無償化の対象

対象施設・事業	対象者
<ul style="list-style-type: none">一時預かり事業 (一時保育・ひととき保育)病児保育子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート)ベビーシッター <p>⇒対象施設を利用した場合のみ無償化の対象になります。対象施設の一覧は区HPで公表します</p>	<p>次の①・②・③の要件を満たしている児童</p> <ul style="list-style-type: none">①当該月の初日に杉並区に住所を有していること②3～5歳児クラス又は、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス③<u>保育の必要性の認定を有すること(裏面参照)</u> <p>ただし、次に該当する場合は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所・地域型保育事業・保育室・区立子供園・グループ保育室・区定期利用保育事業・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・幼稚園(※)に在園している方・認証保育所、認可外保育施設の保育料が3～5歳児37,000円、0～2歳児42,000円を超えている方・送迎のみのご利用で、保育を伴わない場合・保育の必要性の認定事由以外での利用

(※)…幼稚園の開所時間が一日8時間未満または開所日数が年間200日未満の場合は対象となります(上限11,300円)

給付額

3～5歳児：37,000円上限、0～2歳児：42,000円上限

- 対象施設・事業の利用料を現金又は口座振替により納入した場合に無償化の対象となります。子育て応援券で支払った分は無償化対象外です。
- 他の認可外保育施設等を併用している方は、合算して上限額の範囲内で利用費を給付いたします。
- 幼稚園に在園している方で、在籍園の預かり保育以外を利用できる方は、預かり保育料を含めて11,300円が上限額となります。

給付方法

償還払い

一時預かり保育等の施設に利用料をお支払いいただき、無償化対象分を給付時期に合わせて保護者に給付する方法です。

利用対象月	申請期限	給付予定時期
令和2年4月～6月分	<u>令和2年6月30日(火)</u>	令和2年8月上旬
令和2年7月～9月分	<u>令和2年9月30日(水)</u>	令和2年11月上旬
令和2年10月～12月分	<u>令和2年12月28日(月)</u>	令和3年2月上旬
令和3年1月～3月分	<u>令和3年3月19日(金)</u>	令和3年5月上旬

- 一時預かり保育等の施設を利用料納入後、申請期限までに保育課宛てに提出してください。
- 幼稚園に在園している方は幼稚園でのとりまとめになりますので、幼稚園にご提出ください。
- 提出書類(区HPより請求書をダウンロード可)
 - 施設等利用費請求書
(添付書類：領収書・特定子ども・子育て支援提供証明書、ファミリーサポート利用者は活動報告書のみ)
 - 保育所等を利用していない理由書

※①の添付書類は、必ず無償化対象であることを対象施設等に申し出て、発行を依頼してください。

① 保育の必要性の認定を有する月から給付金交付対象となります。

※認定を受ける前に下表「保育を必要とする事由」を有する期間があっても、さかのぼって給付することはできません。

② 下表をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

※すでに「保育の必要性の認定」の申請をしており、給付金申請月より半年以内に必要書類を提出している場合は不要。）

保育を必要とする事由	給付対象期間	必要書類(詳細は給付金交付申請書裏面参照)
就労 (月 48 時間以上就労することを常態とすることが要件)	保育を必要とする期間 ⇒ <u>育児休業中の場合は原則対象外(復職月から給付対象)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●会社勤務の方 ⇒就労(予定)証明書 (保育課指定の書式→区 HP よりダウンロード可) ●自営業の方 ⇒①就労状況申告書 (保育課指定の書式→区 HP よりダウンロード可) ②自営の状況が分かる資料 ●育児休業取得中の方 ⇒復職後、復職証明書をご提出ください (保育課指定の書式→区 HP よりダウンロード可)
疾病または障害	保育を必要とする期間	医師の診断書または各種手帳の写し
介護または看護		介護状況申告書および介護にかかる関係書類
災害復旧		り災証明書等の写し
妊娠または出産	出産予定月の前 2 か月から、出産(予定)日から起算して 8 週を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)
求職活動	3 か月間 ⇒ <u>求職期間が 3 か月を超える場合、4 か月目以降は給付対象外</u>	求職活動をしていることが確認できる書類 (ハローワークカードの写し等) →就労開始後、就労要件の必要書類をご提出ください
就学(職業訓練)	在学している期間	在学証明書・入学許可書等(在学期間がわかるもの)、カリキュラム、時間割等の写し
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課保育料担当にお問い合わせください
その他上記に類する状態として区が認める場合	保育を必要とする期間	保育課保育料担当にお問い合わせください
該当する方のみ	必要書類	
ひとり親の方	申請者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	
外国籍の方で永住権がない場合	在留カードの両面の写し	

※必要書類の詳細については「令和 2 年度保育施設利用のご案内」の P2「保育の必要性の認定について」をご確認ください。
また、家庭状況に変更(就労先の変更・退職等)が生じた場合は、保育課保育相談係までご連絡ください。

【提出先・お問い合わせ】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区子ども家庭部保育課保育料担当
TEL : 03-3312-2111(代表)